

平成 30 年度第 2 回成田市国民健康保険運営協議会会議概要

1. 開催日時

平成 31 年 1 月 24 日（木）午後 2 時開会

2. 開催場所

成田市役所議会棟 3 階 執行部控室

3. 出席者

○委員

今井委員、丸委員、椿委員、福原委員、保津委員、太田委員、藤崎委員、
阿部委員、眞鍋委員、宇野澤委員、西山委員、小柳委員、秋山委員、
上村委員 以上 14 名

（欠席：小幡委員、込山委員 2 名）

○事務局

伊藤市民生活部長

保険年金課

高橋課長、伊藤主幹、大場国保給付管理係長、安西国保資格課税係長、
元木副主査、佐々木副主査

納税課

椿課長、池淵徴収係長

4. 会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 部長あいさつ

(4) 議題

議題第 1 号 成田市国民健康保険税条例の一部改正について【諮問】

議題第 2 号 平成 31 年度国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（案）について

議題第 3 号 平成 31 年度国民健康保険特別会計（施設勘定）予算（案）について

議題第 4 号 平成 31 年度成田市国民健康保険事業計画（案）について

(5) その他

(6) 閉会

5. 概要

① 議題第 1 号 成田市国民健康保険税条例の一部改正について

○事務局（安西係長）

議題第 1 号について概要を説明。

① 質疑等

○丸委員

限度額の引き上げについて今回は、1 年遅れで数字を採用しているが、こういった方式を今後も成田市の減税政策として続けていくことが可能なのか。もう 1 点、広域化に伴って成田市の自治体の事務が簡素化されたのか。

○事務局（高橋課長）

従来本市では法定限度額の 1 段階前として限度額を採用してきたが、前回からは 1 年遅れでの採用とした。本年度から国保の広域化に伴い、県全体の標準保険料率を計算する場合に課税限度額は法定限度額で計算することになっている。国民健康保険の平準化や財政確保の必要性を考慮し法定限度額とすることにした。なお、例年 3 月末に地方税法等の改正があり、保険税の法定限度額が改正されている。今回の引き上げは 30 年 3 月末に出た法定限度額である。他の市町村で税方式を採用しているところは専決処分で行っている。本市としては被保険者の方の負担増になることから、運営協議会を開催し意見を伺った上で議会へかけ、条例改正を行うということで 1 年遅れでの引き上げとなっている。なお、今年度末にも改正があると思うが、法定限度額の改正があった場合は来年 3 月に引き上げるよう進める。

広域化に伴う事務量は、給付費等に関しては各市町村で国保連合会に支払いを行い、その分を県から交付金として毎月、歳入で入る。窓口事務も今まで通り行っているため事務量の軽減にはいたっていない。

○丸委員

成田市は施策としての減税を続けてほしい。広域化に伴い平準化のためとして今回の引き上げについてはやむをえないと思う。

○宇野澤委員

今の件に関連するが、広域化で県の関与が強いなかで成田市だけ 1 年遅れでやっているのは通用するのか。

○事務局（高橋課長）

参考までに 1 年遅れで引き上げを行っている他の市町村は白井市を抜かした印旛

管内、市川市、と国民健康保険税を採用しているところが多い。都市部は保険料として徴収を行っている。保険料は国民健康保険法をもとに扱うが、国民健康保険法は地方税法よりも先に交付されるため議会に間に合う。本市は条例で載っているが、なかには告示方式としている市町村もある。告示方式の市町村は当年度課税に間に合うが、保険税を採用している市町村は専決処分をしない限り、その年度に法定限度額を上げることは不可能である。専決処分を行っている市町村もあるが、成田市としては先ほどのとおり運営協議会、議会への順番で行っていく。

② 議題第 2 号 平成 31 年度国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（案）について

○事務局（大場係長）

議題第 2 号について概要を説明。

② 質疑

○今井委員

保険給付費が減り、予算規模が少なくなっている。理由は被保数が減ったためということであるが被保数の減の理由は何か。今後もこの傾向は続くのか。

人間ドック助成金が減っているが単純に受検者が減っていることか。それに関連し、特定検診受診者がなかなか伸びないと聞いているがその点について伺いたい。

○事務局（大場係長）

被保険者数の減少理由については、28 年度後半に社会保険の適用拡大があり、28 年度 29 年度に大幅な減少があった。全体的には緩やかな減少が続いており、保険者数は減少傾向が続くと考えられる。会計規模の減少については、そのことと併せ、国保広域化により保険給付費が全額県から交付されるため、予算において余裕にあたる分を見込む必要が少なくなり、31 年度予算では保険給付費を下げた。

人間ドックの受検者数の減少については、徳洲会病院開院などの影響もあり、28 年度までは年間 10% くらいの伸びを示していたが現在は伸びが落ち着き、被保険者数の減少を反映し減少傾向に移った。29 年度から 30 年度にかけて前年度並みになっている。

最後に特定健康診査の受診勧奨対策については、31 年度には日曜日の検診を増やし、受検自体を増やすというところ、もう 1 つには受診勧奨はがきを未受診者のうち 5 千件程度に送っていたところを、未受診者全体に対象を拡大し、外部委託により受診勧奨を行う予定。

○丸委員

歳入の中の繰入金ですが、その他の一般会計繰入金は具体的には何を指すのか。

○事務局（大場係長）

繰入金は大きく分けて、国の制度として定められている法定繰入金とその他の一般会計繰入金というところで示している。その他の一般会計繰入金を法定外繰入であり制度とし定められている以外の繰入金となる。本市としても保険税を県内の中でも低い数字に止め、その他の一般会計繰入金を計上している。

○上村委員

その他の一般会計繰入金は、本来であれば失くす方向が当然であるが、成田市は検討しているか。検討していればいつごろまでと考えているか。

○事務局（高橋課長）

その他繰入金については、広域化に伴い赤字削減計画ということで県のほうからも提出を求められている。ただ成田市としては今まで政策としてあったため、すぐ削減という訳にはいかないのが現状。被保険者に急激な負担ないよう考えながら削減に向けてやっているところ。ただ削減がどの規模までやるか、いつまでにゼロにするか今のところは決まっていない。

○上村委員

法定外の繰入をなくすためには収納率の向上が大事になると思うが、ここ数年の成田市の収納率は。

○事務局（椿課長）

直近での平成 29 年度国民健康保険税の徴収率、まず現年度課税分は、90.40%、滞納分は 26.12%、トータル 72.0%。これは県内 54 団体で成田市は 25 番目。徴収の方向性は、現年度課税分の目標値を 91%と掲げている。また滞納繰越分は前年越えを目標に徴収を取り組む予定。参考までに滞納繰越額は 28 年度末よりも 29 年度末約 8,966 万円滞納額としては減少している。今後も滞納繰越額を減少できるように取り組んでいく。

○上村委員

滞納繰越額を削減されたいとあるが、新しい制度の保険者努力支援制度のなかに反映されているか。

○事務局（大場係長）

収納率に関しての基準はあるが、周囲との関係性等あるので、まずは市として収

納率の向上に取り組んでいくことになる。

③ 議題第 3 号 平成 31 年度国民健康保険特別会計（施設勘定）予算（案）について

○事務局（大場係長）

議題第 3 号について概要を説明。

③ 質疑

○丸委員

全体に減少した予算を組んでいるが、説明にありましたように医師が確保できないことが原因なのか、それとも診療点数自体が減ることを見込んでいるのか。

○事務局（伊藤主幹）

8 月から週 2 日、9 月から週 4 日診療を再開したが、診療日数減少のため診療報酬減のため予算の減額となっている。医師確保については、常勤医師でないこともあり歳出も増額で見込んでいる。

④ 議題第 4 号 平成 31 年度成田市国民健康保険事業計画（案）について

○事務局（大場係長）

議題第 4 号について概要を説明。

④ 質疑

○丸委員

要望ですが、保健事業の中で特定保健指導について、住民健診やドックなど診断結果出たときに、軽微なものは本人判断で軽視してしまうが、検査の後の対応が重要。対応、指導へ力を入れていただきたい。特に、かかりつけ医制度の推進やその後のケアしていただくとありがたい。

また、居所不明者の被保険者の実態調査について、2 点ありまして、被保険者が保険証を持っていないと悲惨な状況になっていると思う。もう 1 点は、保険税、他の税金についても同時に影響してくる。片手間の実態調査ではなく全体の実態調査、具体的には追跡調査となる。調査は、公用適用の非常に有効な手段があるため事業でやり続けてもらえればと思う。

⑤ その他

○事務局（高橋課長）

その他事項として、事務局から下記の 2 点を報告。

- ・国保大栄診療所の運営について
- ・運営協議会の任期について

⑤ 質疑

○椿委員

診療所の閉所はあるのか

○事務局（高橋課長）

大栄診療所は大栄地区、及び近隣の住民の皆様に貴重な医療機関として重要な役割を果たしているため、まずは医師の確保に努めていきたい。今年度も大学病院等を通じ常勤医師をお願いしていたが、もう少し早めに声掛けをしてくれれば大学病院を定年退職した医師がいたという話も聞いている。次年度は早めにいろいろな病院等へ声掛けをする。他にも指定管理者等、いろいろな形で大栄診療所を継続していくことで推進していきたい。

○事務局（安西係長）

その他事項として、事務局から平成31年度税制改正の大綱に示されている、下記の2点を報告。

- ・減額判定所得の引き上げについて
- ・法定課税限度額の引き上げについて

6. 傍聴

1人

7. 次回開催日（予定）

平成31年7月